（経過措置）

2　平成二十六年度における改正後の第二十五条の二第一項の一時金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十四条第一項及び第六項に規定する特例老齢農林年金の支給に代えて支給されるものを除く。）に係る改正後の第三十条の二において読み替えて準用する改正後の第二十九条第一項に規定する国庫補助対象額算定率についての同条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度の十月一日前一年間」とあるのは、「当該年度」とする。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百二十三号を第百二十四号とし、第百九号から第百二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第百八号の次に次の一号を加える。

百九　ペルツズマブ及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の九を第六号の十一とし、第六号の三から第六号の八までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

六の四　クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤

第一条中第六号の次に次の一号を加える。

六の二　クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三を第十九号の四とし、第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三　テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド及びこれを含有する製剤

第一条中第二十四号の六を第二十四号の七とし、第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六　ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(169)を(170)とし、(106)から(168)までを(107)から(169)までとし、(105)の次に次のように加える。

(106)　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（一R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（一R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（一S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（一S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（一S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物（二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（一R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九％以上を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（一R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇％以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（一S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二％以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（EZ）―（一RS・三SR）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一％以下を含有し、かつ、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（一S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラートに限る。）並びにこれを含有する製剤

第二条第一項中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　二―（ジエチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―（ジエチルアミノ）エタノール〇・七％以下を含有するものを除く。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。